

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部

2018 年度役員改選に関するお知らせ

2017 年 12 月 1 日

選挙管理委員会 委員長 曾田 彰

「役員選出規約」並びに「役員選挙細則」に基づき、2018 年度役員改選について次の通り告示します。

1. 幹事改選 (15 名)

- (1) 今回幹事の改選が行われる地域会 (各地域会定数 1 名、計 10 名)
埼玉地域会・茨城地域会・新潟地域会・杉並地域会・世田谷地域会・千代田地域会・
中央地域会・城南地域会・城北地域会・港地域会
- (2) 今回自由選挙 (委員会・部会・地域会を問わず) による幹事改選
5 名 (定数 8 名の内)

2. 監査改選 (1 名)

支部監査は、支部役員会 において選出し、支部総会 の承認により選任する。

3. 選挙権と被選挙権及び役員の任期

- (1) 役員選出規約の第 5 条により以下の通り規定されています。
選挙権 : 選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から 1 ヶ月前に正会員としての資格を有する者。
今回の適用要件 : 2017 年 11 月 1 日以前
被選挙権 : 被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から 1 ヶ年前に正会員としての資格を有する者。
今回の適用要件 : 2016 年 12 月 1 日以前
- (2) 役員の任期は支部規約の第 7 条により以下の通り規定されています。
第 7 条 4. 支部役員 (支部長を除く) の任期は 1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部総会の終結の時までとする。
5. 支部役員の任期は原則 2 期を限度とするが、特別の事由があり支部役員会が認めた場合は 3 期までの再任を妨げない。

4. 幹事 (地域会枠) の届出

所定の「推薦届出書」に必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。

5. 幹事 (自由枠) の届出

次の 2 通りの方式があります。所定の「立候補届出書」に必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。

- (1) 自らの立候補
- (2) 正会員 3 名以上の推薦を得た推薦立候補

6. 届出書の提出期限

届出書は、所定の書式により、持参又は郵送で選挙管理委員会宛へ期限までにご提出ください。

提出期限は **2018年1月11日(木)**です。<必着>

届出書は、支部事務局へお申し付けください。

TEL : 03-3408-8291 E-mail : info-kanto@jia.or.jp

◎2017年度選挙管理委員会

【委員長】曾田彰（ソダアキラ建築設計事務所）

【副委員長】坂野茂（ベル建築研究所）・中山信二（中山建築デザイン研究所）

【委員】小島広行（小島広行+デ・スタイル建築研究所）・小池和子（生活構造研究所）・清水智津子（洋建築企画）・鈴木利美（ダンス建築研究所）・長島三夫（創風設計室）・三原栄一（アトリエエーワン）

◎2018年度役員選挙にて選出する役員数

【幹事】15名

地域会枠（各1名、計10名）

埼玉地域会・茨城地域会・新潟地域会・杉並地域会・世田谷地域会・千代田地域会・中央地域会・城南地域会・城北地域会・港地域会

自由枠5名（定数8名の内）

【監査】1名

◎2017年度任期満了となる役員氏名

【幹事】村田行庸（埼玉）・大山早嗣（茨城）・伊藤純一（新潟）・新庄宗昭（杉並）・光山恵治（世田谷）・大橋智子（千代田）・齊藤友紀雄（中央）・近藤昇（城南）・亀井天元（城北）・村上晶子（港）・進藤憲治（自由枠）・松下督（自由枠）・榎本雅夫（自由枠）・櫻井修（自由枠）・相坂研介（自由枠）

【監査】東條隆郎

◎2018年度留任する役員氏名

【幹事】中澤克秀（神奈川）・星野治（千葉）・慶野正司（栃木）・小林光義（群馬）・網野隆明（山梨）・西澤広智（長野）・白江龍三（中野）・木村智（三多摩）・佐藤正己（新宿）・杉山英知（城東）・三上紀子（文京）・菅原賢二（渋谷）・棚橋廣夫（目黒）・市村宏文（自由枠）・山下祐平（自由枠）・宮地洋樹（自由枠）

【監査】赤羽吉人

編集 : 公益社団法人 日本建築家協会
関東甲信越支部 広報委員会
委員長 : 市村宏文
副委員長 : 長澤徹
委員 : 会田友朗・有泉絵美・小山将史・清水裕子・
中澤克秀・中山薫・古谷俊一・吉田満
編集長 : 長澤徹
副編集長 : 小山将史
編集ワーキングメンバー : 有泉絵美・中山薫・八田雅章・
立石博巳・会田友朗・上原和彦・
古谷俊一・吉田満

Bulletin 272 2017 臨時号
発行日 : 平成29年12月1日
発行人 : 浅尾悦子
発行所 : 公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA 館
Tel : 03-3408-8291 (代) Fax : 03-3408-8294

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部役員選出規約

制定 1987年7月7日
一部改正 1995年5月22日
一部改正 1999年5月20日
一部改正 2000年5月24日
一部改正 2007年5月17日
一部改正 2014年5月09日
一部改正 2016年5月17日
一部改正 2017年5月18日

第1章 総則 (規約の制定)

第1条 この規約は、支部規約第7条第3項の定めにより制定する。

(選出の方法)

第2条 支部長は、支部長理事として本部役員選挙により選出されるため、支部長の選出についてはこの規約では定めない。

2. 支部幹事は総数20名以上31名以内とし、各地域会毎に割り当てられた定数1名については、当該地域会に所属する正会員の中から当該地域会において選出し、残る定数については支部に所属する全ての正会員による自由選挙によって選出する。自由選挙によって選出する定数は、役員会の決議により定める。上記により選出された支部幹事は、支部総会の承認により選任する。
3. 副支部長は、当支部より選出された理事及び支部幹事の内から支部長の指名により支部役員会の決議により選任する。
4. 支部幹事長・支部副幹事長・支部常任幹事は、支部幹事の内から支部長の指名により支部役員会の決議により選任する。
5. 支部監査は、支部役員会において選出し、支部総会の承認により選任する。

(選挙の方法)

- 第3条 選挙とは、第4条に定める立候補者を正会員の直接投票によって選ぶ制度を言う。
2. 前項の投票は選挙人無記名による通信制とする。
 3. 立候補者が定員と同数又は定員に満たないときは、全員選出されたものとする。
 4. 前項の立候補者が定員に満たないときの取り扱いについては、選挙管理委員会が定める。

(立候補)

第4条 被選挙権を有する正会員は、自ら立候補し、又は選挙権を有する正会員3名以上の推薦を受けて立候補者となることができる。

(選挙権と被選挙権)

- 第5条 選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から1ヶ月前に正会員としての資格を有する者。
2. 被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から1ヶ年前に正会員としての資格を有する者。

第2章 選挙管理委員会 (選挙管理委員会委員)

- 第6条 支部長は、選挙が民主的かつ公正に執行されるために、支部に役員会から独立した機関として、選挙管理委員会を設置する。
2. 選挙管理委員会の委員長及び委員は、支部長が定員9名以上13名以下の範囲で任命する。
 3. 選挙管理委員会委員は、当該支部及び公益社団法人日本建築家協会役員選挙に関して被選挙人になれないと共に立候補者の推薦人になれない。
 4. 選挙管理委員会は、定数の2分の1以上の出席がなければ議決することが出来ない。
 5. 議決は、多数決とし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6. 委員は、代理出席を認めない。
7. 選挙管理委員会は単年度制とし、当該選挙を執行管理し、その選挙の結果を速やかに支部長に報告し、公告することによって任務を終了し、総会の終了と共に自動的に解散するものとする。
8. 支部役員選挙にかかわる細則等は選挙管理委員会において制定し、又は改廃することが出来る。

第3章 役員選挙

(広報)

第7条 選挙の広報は、支部正会員に対して、支部会報掲載によって次のような順序で行われる。

- 第1回 選挙の告示、第8条に定める立候補の届け出に関する事、選挙管理委員会に関する事(細則含む)の発表。
- 第2回 立候補者の抱負並びに推薦理由を掲載した立候補者名簿、投票開始日、投票終了日及び投票に関する注意書、投票用紙を同封して支部正会員に配布。

(立候補の届け出)

第8条 立候補を希望する者又は立候補者を推薦しようとする者は、広報に示された書式によって、指定された締切り日までに必着するよう、立候補届けを選挙管理委員会に提出又は郵送するものとする。

(当選人の決定)

- 第9条 有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を決める。
2. 投票に関する有効、無効の判断は、選挙管理委員会の専決事項とする。

(規約の改廃)

この規約の改廃は支部総会の決議による。

付則

1. この規約は2017年5月18日より施行する。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部役員選挙細則

制定 1987 年 7 月 7 日
一部改正 1995 年 5 月 22 日
一部改正 2000 年 11 月 30 日
一部改正 2003 年 10 月 30 日
一部改正 2013 年 11 月 20 日
一部改正 2015 年 1 月 15 日
一部改正 2016 年 11 月 1 日
一部改正 2017 年 11 月 14 日

1. 細則制定の根拠
この細則は、役員選出規約の第 6 条 8 項の定めにより制定する。
 2. 選挙に必要な書式
 - a. 選挙の届け出及び投票は、選挙管理委員会が制定した書式によって行う。
 - b. 選挙管理委員会は、立候補の届出期限の 1 4 日前迄に役員選出規約の第 7 条に定める、第 1 回選挙の告示を行わなくてはならない。
 - c. 選挙管理委員会は、役員選出規約の第 7 条に定める、第 2 回の通知を、投票期日の 1 4 日前迄に各選挙人に行わなければならない。
 3. 選挙の方法
選挙は幹事のうち、地域会割当枠以外の自由選挙枠の幹事選挙とする。なお選出された幹事及び監査は、支部総会において選任する。
 4. 投票の効力
 - a. 有効な投票
 - 1) 投票者の意志が明らかに記載されている投票は次項の場合を除き有効とする。
 - 2) 連記投票の場合、同一氏名を重複して記載したものは 1 個の記載とみなす。
 - 3) 連記投票の場合、所定の員数に満たない記載は、その総てを有効とする。
 - 4) 同一の氏名、氏または名の立候補者が 2 人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は当該者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は 1 票未満の端数は切り捨てる。
 - b. 次の各号の一に該当する投票は無効とする。
 - 1) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、選挙期日までの消印のあるものは有効）。
 - 2) 何人を記載したか確認し難いもの。
 - 3) 立候補者名簿に記載した立候補者以外の記載をしたときは、その部分のみ無効とする。
 - 4) 連記投票の場合は、所定の員数を越えて記載したものはその全部を無効とする。
 - 5) 連記投票の場合、一部の氏名が確認し難いときはその部分のみ無効とする。
 - 6) 所定の投票用紙を用いない投票。
 - c. 上記のほか、判定し難い投票の効力については、選挙管理委員会が決定する。
 5. 当選人の決定及び補欠選挙
 - a. 立候補者が定数一杯又は定数に満たない場合は、立候補者全員を当選とし、定数に不足する人数については補欠選挙を行う。ただし、支部総会までに補欠選挙で当選人の選出が出来ない場合は欠員とし、翌年度の選挙に併せて欠員選挙を実施する。
 - b. 改選期以外の場合においても、役員定数の 3 分の 2 を割るような状況が生じた場合は、原則として補欠選挙を行う。
 - c. 選出された幹事及び推薦された監査は、支部総会において選任する。
 6. 選挙の無効
 - a. 選挙管理委員会が、選挙が役員選出規約もしくはこの細則に違反して行われた事実を認知した場合、協議の上、選挙の結果に異動があると認めた場合は選挙の一部または全部を無効とする事がある。
 - b. 正会員は選挙が役員選出規約もしくはこの細則に違反して行われたことを理由に、当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後 1 ヶ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申し立てをすることが出来る。この場合には選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼす恐れがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。
 - c. 前項による当選の無効の決定があったときは、次点者をもって充てる。
 7. 立候補者の推薦
推薦人は選挙権を有する正会員とし、立候補者を 3 名まで推薦できる。
 8. 届け出
 - a. 立候補の届け出は所定の書式に必要な事項を記載し、指定の期限までに届け出を行う。
 - b. 選挙管理委員会は、立候補の届け出を受理した場合は、記入事項を満足した上、被選挙権の有無、推薦者の資格及び立候補者の容認を確かめ、これを立候補者名簿に登載する。立候補者の容認は本人の自署または記名及び捺印による。
 - c. 立候補者は、立候補届け出締め切り後 3 日以内に選挙管理委員会に届け出をしなければ、その立候補者たることを辞退することが出来ない。
 9. 補欠選挙
細則 5. の a. b. の補欠選挙にあつては、役員選出規約及びこの細則を準用する。
 10. 欠員の補充
 - a. 幹事に欠員が生じた場合は、原則として次点者の繰り上げ当選により補充を行い、補充選挙は行わない。但し、次点者がいない場合においては、残任期間について支部長が指名し、補充を行う。
 - b. 監査に欠員が生じた場合は、残任期間について支部長指名により選任補充を行う。
 - c. 欠員とは、支部役員選出規約第 2 条 2 で定めた、支部幹事総数の最小数を下回った場合をいう。
 11. 記録の保存
選挙管理委員会は、投票の記録を作成し、全投票とともに当該選挙にかかわる役員の任期間、保存しなければならない。
 12. 選挙に関する活動
 - a. 会員は、立候補者の支援、立候補の宣伝のため本会の名誉、目的に反する不公正な行為をしてはならない。
 - b. 上記の目的のため、本会の事務局職員の協力、施設の使用の便宜を得てはならない。
 13. 被選挙権者の会費納入
役員選出規約の第 5 条 2 項の被選挙権者は、役員資格の重要性に鑑み、立候補届け出締め切りまでに当該年度の会費を完納するものとする。
- 付則
1. この細則は 2017 年 11 月 14 日より施行する。